

4 一般動産の評価

一般動産の価額については、原則として、調達価額に相当する金額で評価することとされていたが、原則として、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとした。

また、農耕用動産、旅館用動産を一農家、一旅館ごとに一括して評価する場合には国税局長の定める標準価額により評価できることとしていたが、この取扱いを廃止することとした。

(評基通 128 ~ 130 = 改正、131 = 削除)

1 従来取扱い

一般動産の価額については、調達価額に相当する金額により評価することとし、調達価額が明らかでない場合には、同種同規格の新品の課税時期における小売価額から、取得の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額によって評価することとしていた。

また、農耕用動産、旅館用動産(以下「農耕用動産等」という。)を一農家、一旅館ごとに一括して評価する場合には、国税局長の定める標準価額により評価できることとしていた。

2 改正の概要

一般動産の価額については、従来、業者等から取得する場合の価額である調達価額の把握が比較的容易であったことから、原則として、調達価額に相当する金額により評価することとしていたが、現下の社会経済情勢においては、例えば中古車等のように、その取引市場が充実しているものもあること、また、インターネット等の情報通信技術の発達等により納税者等において取引価額等の把握も容易となってきたことから、原則として、売買実例価額、精通者意見価格等(以下「売買実例価額等」という。)を参酌して評価することとした^(注)。

また、売買実例価額等が明らかでない場合には、従来取扱いと同様に、同種同規格の新品の課税時期における小売価額から、製造の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額によって評価することとした。

なお、同種同規格の新品の小売価額を基として評価する場合における当該新品がない場合に、類似する新品の価額からその旧式の程度に応じ、100分の30の範囲内において相当と認める金額を控除する取扱い及び農耕用動産等について国税局長の定める標準価額により評価できるとする取扱いは廃止することとした。

(注) 中古車等の一般動産の価額については、納税者等における把握が比較的容易である業者等への売却価額に相当する金額(売り急ぎ等の特殊な事情がある場合を除く。)により評価して差し支えない。